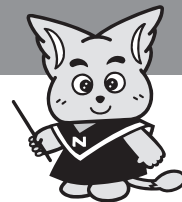


国民年金だより



◆国民年金保険料の納め忘れがある方へ

平成27年10月から^{ここのう}後納制度が変わります！

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去10年から5年になりました。
(過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です)

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成23年4月分の場合 → 平成28年4月末まで納付可能となります。

▶この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格が得られる可能性**があります。

●将来受け取る年金額が増額します。

〈1ヶ月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安〉

780,100円(平成27年4月時点の満額の年金額) ÷ 年額で1,625円 増額
480ヶ月(40年×12ヶ月)

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

申し込みから納めていただくまでの手順

1. 国民年金後納保険料申込書に必要事項をご記入のうえ、年金事務所に提出します。

●年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。

●申込書は年金事務所から取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2. 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

●承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3. 納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。

●市区町村役場、年金事務所では納めることができません。